第95回

定時株主総会招集ご通知



平成30年6月26日(火曜日)午前10時 (受付開始予定:午前9時)

場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル (日本都市センター会館内) 3階 コスモスホール

(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

臣 \$303-

目次

■ 第95回定時株主総会招集ご通知 1
■ 株主総会参考書類
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
(添付書類)
■ 事業報告14
■ 連結計算書類40
■ 計算書類43
■ 監査報告書47

株式会社 極 洋

証券コード:1301

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 今 井 賢 司

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討頂き、3ページの「議決権の行使についてのご案内」にしたがって、平成30年6月25日(月曜日)午後5時45分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1.日 時 平成30年6月26日(火曜日)午前10時 (受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越し下さい。)
- 2.場 所東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル(日本都市センター会館内) 3階 コスモスホール (末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第95期 【平成29年4月1日から】 事業報告の内容、連結計算書類の内容

並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第95期 【平成 29年 4 月 1 日から】 計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

招集にあたっての決定事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyokuyo.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の 当社ウェブサイト(http://www.kyokuyo.co.jp)に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

■株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 (ご捺印は不要です。)

■「議決権行使書」を郵送する場合



期限 平成30年6月25日(月曜日)午後5時45分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 (上記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

■インターネットによる議決権行使の場合



期限 平成30年6月25日(月曜日)午後5時45分まで

■議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。

- *1. 株主さま以外の方による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- *2. 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- *3. ご不明な点等がございましたら、次頁ヘルプデスクまでお問い合わせください。

■インターネットによる議決権行使のご案内

(1) 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(iモード*、EZweb*、Yahoo!*ケータイ)から、当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。 (ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。)
 - *「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標文は登録商標です。
- ②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ①インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ②インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを 有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携 帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせてい ただきます。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は 株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料そ の他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担 となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9:00~午後9:00

■議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金60円 総額 649,684,140円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月27日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員(11名)は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営体制の強化を図るため取締役1名を増員いたしたいので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	再任 いま い けん じ 今 井 賢 司 (昭和25年2月13日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成12年 4 月 当社仙台支社長 平成16年 6 月 当社大阪支社長 平成18年 6 月 当社取締役大阪支社長 平成20年 6 月 当社常務取締役水産加工第1部長 平成21年 6 月 当社常務取締役 平成22年 6 月 当社専務取締役 平成22年 6 月 当社代表取締役専務 平成28年 6 月 当社代表取締役も残	9,600株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に水産商事関連業務に従事し、支社長・常務取締役・専務取締役を経て、平成28 長を務めており、当社における豊富な業務経験と会社の経営全般、管理・運営に関する知見を ることから、引き続き取締役候補者としました。			
2	再任 いの うえ まこと 井 上 誠 (昭和32年12月5日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成16年 6 月 当社水産部水産第 3 部長 平成17年 4 月 当社水産部水産第 2 部長 平成18年 4 月 当社水産冷凍食品部長 平成22年 6 月 当社大阪支社長 平成24年 6 月 当社取締役大阪支社長 平成26年 4 月 当社取締役東京支社長 平成27年 4 月 当社取締役調理冷凍食品部長 平成27年 6 月 当社常務取締役調理冷凍食品部長 平成28年 4 月 当社常務取締役 平成29年 6 月 当社専務取締役 平成29年 6 月 当社専務取締役(現)	3,700株
	務取締役を経て、平成29	自】 ・食品関連業務に従事し、水産冷凍食品部長・支社長・調理浴 9年から専務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験 般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者	食と水産商事・食

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数	
	再任 さか い けん 酒 井 健 (昭和29年10月21日生)	昭和53年4月 当社入社 平成18年4月 当社大阪支社水産加工部長 平成21年6月 当社水産加工第2部長 平成26年6月 当社取締役水産加工第2部長 平成28年6月 当社常務取締役 平成29年6月 当社専務取締役(現)	3,600株	
3	取締役を務めており、当	日】 関連業務に従事し、水産加工第2部長・常務取締役を経て、平 社における豊富な業務経験と水産商事事業及び会社の経営全船 き続き取締役候補者としました。		
4	再任 あくた がわ じゅん 芥 川 淳 (昭和29年3月20日生)	昭和51年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行)入行 平成5年3月 同行深井支店長 平成21年4月 同行取締役兼専務執行役員 信託業務管理 部担当 平成22年6月 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱代表 取締役副社長 平成26年6月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社取締役経理部長 平成29年6月 当社常務取締役(現)	1,500株	
【取締役候補者とした理由】 永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を有し、また、平成26 役、平成28年から取締役経理部長、平成29年から常務取締役を務めており、当社の実施である。引き続き取締役候補者としました。				

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数			
(5)	再任 まつ ゆき けん いち 松 行 健 一 (昭和28年2月20日生)	昭和50年 4 月 当社入社 平成12年 8 月 当社大阪支社食品部長 平成14年 4 月 当社東京支社食品部長 平成17年 4 月 当社水産加工部水産加工第2部長 平成18年 4 月 当社常温食品部長 平成22年 6 月 当社取締役常温食品部長 平成25年 4 月 当社取締役調理冷凍食品部長 平成27年 4 月 当社取締役東京支社長(現)	5,400株			
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に食品関連業務に従事し、常温食品部長・調理冷凍食品部長・支社長等を務めるなど、当社における豊富な業務経験と食品事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。					
	再任 まっ ま たっ じ 松 尾 達 二 (昭和32年8月10日生)	昭和57年 4 月 当社入社 平成19年 3 月 当社名古屋支社支社部長 平成23年 4 月 当社仙台支社長 平成27年 6 月 当社名古屋支社長 平成29年 6 月 当社取締役大阪支社長(現)	1,300株			
6	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に水産商事関連業務に従事し、支社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と水産 商事事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。					

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数			
	再任 こん どう Uげる 近 藤 茂 (昭和33年12月8日生)	昭和57年4月 当社入社 平成23年6月 当社海外事業部長 平成27年6月 当社水産加工第3部長 平成29年6月 当社取締役水産加工第3部長(現)	1,100株			
7) (1±1)(11) ±1-73) 113±1=	 、水産商事関連業務に従事し、海外事業部長・水産加工第3部 経験とグローバルな事業経営及び水産商事事業に関する知見を	20 0 0 0 0 0			
8	再任 き やま しゅう いち 木 山 修 一 (昭和34年8月30日生)	昭和58年4月 当社入社 平成25年4月 当社企画部長 平成29年6月 当社取締役企画部長(現)	2,500株			
	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に企画・経理関連業務に従事し、企画部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と 企画・経理等に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。					

番号	氏名 (生年月日)				
	新任 た なか ゆたか 田 中 豊 (昭和36年8月20日生)	昭和59年4月 当社入社 平成22年8月 当社大阪支社冷凍食品部長 平成28年4月 当社調理冷凍食品部長(現)	1,000株		
9	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に食品関連業務に従事し、調理冷凍食品部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験 と食品事業に関する知見を有していることから、取締役候補者としました。				
	新任 にし むら ただ ゆき 西 村 斉 之 (昭和35年6月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成25年4月 当社業務部長 平成27年6月 キョクヨー秋津冷蔵㈱代表取締役社長 平成29年6月 当社総務部長(現)	700株		
10	【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に物流サービス関連業務に従事し、業務部長・当社グループ会社社長・総務部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、取締役候補者としました。				

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数			
(1)	再任 社外 独立 強立 み うら まさ よ 三 浦 理 代 (昭和21年5月16日生)	昭和45年 4 月 女子栄養大学助手 平成 7 年 4 月 同大学助教授 平成13年 4 月 同大学教授 平成15年 1 月 同大学実践栄養学科長 平成21年 1 月 同大学学務部長 平成27年 6 月 当社取締役(現) 平成29年 4 月 女子栄養大学名誉教授(現)	700株			
	【社外取締役候補者とした理由】 女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から取締役会において適切な発言・助言をいただいており、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。					
12	再任 社外 独立 ま ばた かず お 小 畑 一 雄 (昭和23年10月6日生)	昭和47年 4 月 東洋水産㈱入社 平成19年 6 月 同社取締役 平成21年 6 月 同社常務取締役 平成22年 6 月 同社専務取締役 平成24年 6 月 同社代表取締役社長 平成26年 6 月 同社代表取締役社長退任 平成29年 6 月 当社取締役(現)	0株			
	【社外取締役候補者とした理由】 東洋水産㈱の代表取締役社長を平成24年から平成26年まで務められ、経営者としての豊富な経験と幅 広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することに よりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 小畑一雄氏が代表取締役社長を務めておりました東洋水産㈱と当社との間には、製品販売等の取引 関係がありますが、その取引額は両社の連結売上高の1%未満であります。
 - 3. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4.(1) 取締役及び監査役の氏名等」(27ページ)に記載のとおりであります。
 - 4. 三浦理代及び小畑一雄の両氏は社外取締役候補者であります。
 - 5. 三浦理代及び小畑一雄の両氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 - 6. 本総会終結の時をもって、三浦理代氏の当社社外取締役就任期間は3年、小畑一雄氏の当社社外取締役就任期間は1年となります。
 - 7. 当社は三浦理代及び小畑一雄の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中山昌生氏は任期満了となり、監査役上居隆氏は、監査 役を辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数		
1	新任 社外 かん の よう いち 菅 野 洋 一 (昭和37年8月6日生)	昭和60年 4 月 農林中央金庫入庫 平成17年 2 月 同水戸支店長 平成20年 7 月 同総務部副部長 平成22年 6 月 同関東業務部長 平成24年 6 月 同総務部長 平成27年 6 月 同監事(現)	O株		
	査体制に生かしていただ	に理由】 務により培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された くため、社外監査役候補者としました。同氏が職務を適切に遂 は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したため	行することがで		
2	新任 し むら かず ひこ 志 村 和 彦 (昭和27年2月2日生)	昭和50年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 当社商品開発部長 平成23年12月 ㈱ジョッキ代表取締役社長(現)	400株		
	【監査役候補者とした理由】 入社以来従事した食品関連業務における専門知識を有し、商品開発部長・グループ会社社長として当社の実情に通じるとともに経営経験も豊富であり、適正な監査を行う能力を有していることから、監査役候補者としました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 菅野洋一氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 菅野洋一氏は、過去5年間に当社の主要取引金融機関である農林中央金庫の業務執行者であったことがあります。
 - 4. 菅野洋一氏は、平成30年6月22日付をもって農林中央金庫監事を退任される予定であります。
 - 5. 志村和彦氏は、平成30年6月11日付をもって㈱ジョッキの取締役を退任される予定であります。
 - 6. 菅野洋一氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条 第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその 選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)		略歴及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
	社外 は せがわ とし あき 長谷川 俊 明 (昭和23年9月13日生)	昭和52年4月 弁護士登録 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設(現)	0株

【補欠社外監査役候補者とした理由】

会社の取締役または監査役等として経営に関与されておりませんが、渉外弁護士として国内外の企業法務に精通しているとともに、他社での社外監査役の経験を有していることから、監査役に就任された場合に、主としてコンプライアンスの観点から経営監視機能の充実が図られるものと考え、補欠監査役候補者としました。

- (注) 1. 長谷川俊明氏は当社と顧問契約を締結しております。
 - 2. 長谷川俊明氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 長谷川俊明氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や株価上昇など、景気は緩やかな回復がみられるものの、米国の政治動向や中東及びアジア地域における地政学的リスクの高まりなどによる世界の実体経済に及ぼす影響が懸念され、依然として不透明な状況が続いております。

水産・食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心は高く、さらに少子高齢化による国内マーケット環境の変化や人手不足による労働コスト・物流コストの上昇に加え、世界的な水産物需要の増大による買付コストの上昇など、厳しい状況は続いております。

このような状況のもとで、中期経営計画『バリューアップ・キョクヨー2018』の最終年度として、『魚に強い総合食品会社として、収益基盤の安定と変化への対応力を高め、新たな価値を創造する企業を目指す』ことを基本方針とし、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

次にセグメント別の事業概況をご報告します。

(水産商事セグメント)

鮭鱒・カニ・エビ・北洋魚など主要魚種の販売が順調に推移したほか、海外子会社においても水産物販売が好調に推移したことにより、売上は前期を上回りました。一方、年末商戦以降、市況悪化により鮭鱒・エビ・北洋魚などにおいて価格調整が発生し、利益は前期を下回りました。

水産商事セグメントの売上高は1,320億56百万円(前期比8.8%増)営業利益は26億25 百万円(前期比10.0%減)となりました。

(冷凍食品セグメント)

水産冷凍食品事業では寿司種を中心とした生食用商品及び「だんどり上手」シリーズなどの加熱用商品の拡販に努め、調理冷凍食品事業では水産フライ類やカニ風味かまぼこの販売が伸長しました。また、家庭用冷凍食品事業では「うま塩えびから」などの塩釜工場製品の販売が順調に推移したことで、工場の生産数量も伸長し、工場収支が改善しました。この結果、売上・利益ともに前期を上回りました。

冷凍食品セグメントの売上高は731億88百万円(前期比7.1%増)営業利益は8億84百万円(前期比35.1%増)となりました。

(常温食品セグメント)

魚価高による製品コストアップなど厳しい環境が続くなか、サバ缶詰を中心に魚介缶詰の販売が伸長しました。また、珍味製品については、イカ原料の価格高騰が続くなか、価格改定や規格変更などのコストアップ対策に取り組みました。この結果、売上・利益ともに前期を上回りました。

常温食品セグメントの売上高は189億73百万円(前期比0.8%増)営業利益は3億63百万円(前期比253.4%増)となりました。

(物流サービスセグメント)

前期に冷蔵運搬船事業から撤退したことにより、売上は前期を下回りましたが、冷蔵倉庫 事業において、入庫貨物の確保を図り、営業力強化と事業の効率化に努めた結果、利益は前 期を上回りました。

物流サービスセグメントの売上高は10億35百万円(前期比35.5%減)営業利益は2億48 百万円(前期比79.3%増)となりました。

(鰹・鮪セグメント)

加工及び販売事業では、本鮪、インド鮪などの脂物製品及びキハダ、バチなどの赤身製品の販売に注力し、ネギトロやカツオタタキなど加工品の販売も伸長しました。養殖事業は、漁場や漁獲規制が厳しくなるなか、天然種苗の確保を図るとともに、11月には完全養殖クロマグロ「本鮪の極 つなぐ<TUNAGU>」の初出荷を行いました。海外まき網事業は、入漁料の高止まりや修繕費などの経費増があったものの、水揚げ数量の確保に努めたことや魚価が高値で推移したことから収支が大きく改善しました。この結果、売上・利益ともに前期を上回りました。

鰹・鮪セグメントの売上高は291億45百万円(前期比12.1%増)営業利益は10億29百万円(前期比47.9%増)となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は2,547億83百万円(前期比7.7%増)、営業利益は40億66百万円(前期比9.2%増)、経常利益は44億37百万円(前期比19.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は32億11百万円(前期比32.5%増)となりました。

なお、当社単独における売上高は2,479億50百万円(前期比8.7%増)、営業利益は28億53百万円(前期比10.5%減)、経常利益は28億70百万円(前期比1.2%増)、当期純利益は23億48百万円(前期比7.0%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は15億43百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、資金調達手段の多様化を目的として短期社債(電子CP)を発行する他、設備投資資金や安定資金の確保を目的として、長期借入金55億12百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

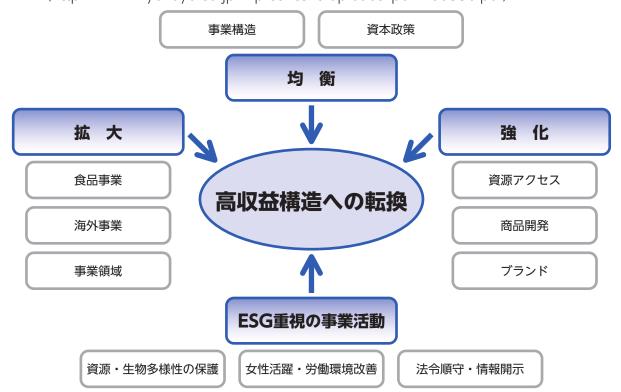
①前中期経営計画(2015年度~2017年度)の振り返り

前中期経営計画『バリューアップ・キョクヨー2018』では、食品事業拡充のための塩釜新工場の竣工、課題であった冷蔵運搬船事業からの撤退、北米拠点の拡充による海外販売の基礎固めを行ってまいりました。そして、完全養殖クロマグロの出荷も開始し、持続可能な水産資源の安定供給に向け第一歩を踏み出すこととなりました。こうした施策を積み重ねたことで、着実な成長を実現し、更なる飛躍のための基盤を作り上げることができました。

②新中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』の概要

当社グループは、平成30年4月より新中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』(2018年度~2020年度)をスタートさせました。『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業のウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進めることで、高収益構造へ大きく転換していくことを目指してまいります。

なお、詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。 (http://www.kyokuyo.co.jp/wp-content/uploads/pdf/180330.pdf)



(新中期経営計画の目標値)

売上高 3,000億円

営業利益 60億円(2%)

経常利益 60億円(2%)

(セグメント別売上高/利益)

(単位:億円)

	売 上 高	セグメント利益
水産商事	1,470	30
冷凍食品	1,000	23
常温食品	200	5
鰹 鮪	320	12
その他	10	△10
計	3,000	60

営業利益率 ………… 2.0%

自己資本比率 ……… 30.0%

D/Eレシオ······ 1.7倍以下

ROE 10.0%

海外売上高比率 ……… 15.0%

各セグメントの施策は次の通りであります。

水産商事セグメントでは販路の構築、商品の高付加価値化により安定収益体質への転換を 図るとともに、安定供給の維持・拡大のため、資源アクセスの強化に努めます。また当社商 品の輸出を進め、未開拓市場に進出することで、海外販売の拡大を進めます。

冷凍食品セグメントでは、塩釜工場など自社工場製品の販売強化と生産性向上により、売上・利益の拡大を図ります。また畜肉・冷凍野菜や食卓用商品など、魚以外のカテゴリーについても、積極的に取り組み、事業規模の拡大に努めます。

常温食品セグメントでは、商品開発力・提案力を高めるとともに、効率的な生産体制の構築と安定的な原料確保に努めます。またECサイトなど販売チャネルの多様化を進め、事業規模の拡大を図ります。

物流サービスセグメントでは、集荷貨物の安定的な確保を図るとともに、配送体制の強化に努めます。

鰹・鮪セグメントでは、当社の強みである漁獲、養殖、国内外における買付から加工、販売まで一貫した体制のもと収益安定化を図ってまいります。海外まき網事業は所有船舶の効率的な運航に努め、養殖事業は完全養殖クロマグロの事業規模拡大により事業収益の安定化を構築してまいります。加工及び販売事業は自社漁労原料の加工に注力し、加工の内製化と販売拡大を進めます。

管理面は、財務体質の強化や自己資本比率の向上、キャッシュ・フローの改善に努め、資本構成の均衡を図ります。事業利益は株主への配当水準の向上を常に念頭に置いた上で、成長戦略への投資や有利子負債の削減などバランスよく配分していきます。また「拡大」「強化」「均衡」各戦略のプラットフォームとしてESG活動を進め、社会的責任への要請に応えた経営を行ってまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区	分	第92期 (平成26年4月1日から (平成27年3月31日まで)	第93期 (平成27年4月1日から) (平成28年3月31日まで)	第94期 (平成28年4月1日から) (平成29年3月31日まで)	第95期 (平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)
		百万円	百万円	百万円	百万円
売 上	高	218,350	226,626	236,561	254,783
経常	利益	2,107	2,814	3,709	4,437
親会社株主に帰属す	する当期純利益	2,433	1,799	2,422	3,211
1 株 当 当 期 純		231円72銭	171円33銭	230円66銭	304円29銭
総資	産	88,937	94,608	97,391	106,305
純 資	産	23,069	23,065	25,391	29,243

⁽注) 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
キョクヨー秋津冷蔵㈱	80	100	冷蔵倉庫業
極洋商事㈱	60	100	水産物・農畜産物等の買付販売
極洋食品(株)	100	100 (10.0)	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋水産(株)	192	100	海外まき網漁業、カツオ・マグロの加工 及び冷蔵倉庫業
キョクヨー総合サービス㈱	10	100	保険代理店業
極洋フィードワンマリン㈱	90	50 (10.0)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーフーズ(株)	30	100	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋フレッシュ㈱	90	100	マグロその他水産物等の加工及び販売
キョクヨーマリン愛媛㈱	30	100	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーマリンファーム㈱	30	100 (16.7)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
指宿食品㈱	50	90 (10.0)	マグロその他水産物等の加工及び販売
インテグレート・システム(株)	50	55	ソフトウェアの開発及び保守
(株)エィペックス・キョクヨー	50	80	水産加工品・惣菜品の製造及び販売
海洋フーズ㈱	40	100	鮭その他水産物等の加工及び販売
サポートフーズ㈱	70	47.2	冷凍食品・チルド食品の製造
㈱ジョッキ	60	100	海産物珍味の製造及び販売
Kyokuyo America Corporation (米国)	千米ドル 3,000	100	水産物等の買付販売
K&U Enterprise Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 120	50	冷凍食品の製造及び販売
青島極洋貿易有限公司 (中国)	千米ドル 200	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo Europe B.V. (オランダ)	千ユーロ 250	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 102	100	冷凍食品等の買付販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記21社を含む24社であり、持分法適用関連会社は2社です。
 - 2. 議決権比率の() 内は、間接所有割合(内数)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業の種類別 セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
水 産 商 事	当社及び極洋商事㈱他において水産物の買付及び販売を行っております。
冷凍食品	当社及び極洋食品㈱他において冷凍食品の製造及び販売を行っております。
常温食品	当社及び㈱ジョッキ他において缶詰・海産物珍味の製造及び販売を行っております。
物流サービス	キョクヨー秋津冷蔵㈱において冷蔵倉庫業を行っております。
鰹 • 鮪	当社及び極洋水産㈱他においてカツオ・マグロの漁獲、養殖、買付及び加工、販売を行っております。
そ の 他	キョクヨー総合サービス㈱他において保険代理店業などを行っております。

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

	本社	東京都港区
㈱極洋	支社	札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・ 広島市・福岡市
	研究所	宮城県塩釜市
キョクヨー秋津冷蔵㈱	本社・事業所	大阪市
イョンコー伙洋/ 成(物)	事業所	東京都大田区・福岡市
極洋商事㈱	本社	東京都港区
極洋食品㈱	本社・工場	宮城県塩釜市
	工場	青森県八戸市・茨城県ひたちなか市
極洋水産㈱	本社・工場	静岡県焼津市
キョクヨー総合サービス(株)	本社	東京都港区
極洋フィードワンマリン(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーフーズ(株)	本社・工場	愛媛県北宇和郡松野町
極洋フレッシュ(株)	本社・工場	東京都江戸川区
キョクヨーマリン愛媛㈱	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーマリンファーム(株)	本社	高知県幡多郡大月町
指宿食品㈱	本社・工場	鹿児島県指宿市
インテグレート・システム(株)	本社	東京都中央区
㈱エィペックス・キョクヨー	本社・工場	兵庫県姫路市
海洋フーズ(株)	本社・工場	茨城県神栖市
サポートフーズ(株)	本社・工場	北海道小樽市
㈱ジョッキ	本社・工場	東京都練馬区
(M) 2 3 9 4	工場	埼玉県本庄市・北海道北斗市
Kyokuyo America Corporation	本社	Seattle, Washington, U.S.A.
K&U Enterprise Co.,Ltd.	本社・工場	Ampur Muang,Samutsakorn,Thailand
青島極洋貿易有限公司	本社	中国青島市
Kyokuyo Europe B.V.	本社	Luchthaven Schiphol,The Netherlands
Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.	本社	Khet Bangrak,Bangkok,Thailand

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別 セグメントの名称				従業員数(人)	前期末比増減(人)		
水	産	商	事	270	11		
冷	凍	食	品	1,011	61		
常	温	食	品	390	△4		
物	流 サ	— l	ビス	78	0		
鰹	,	•	鮪	360	△1		
そ	そ の 他		そ の 他		他	89	4
全	社 (共	通)	59	△7		
	合	計		2,257	64		

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員1,349人)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区	分	人員	前期末比増減	平均年	龄	平均勤続	年数
		人	人	歳	月	年	月
職	男	477	11	41	9	17	5
員	女	162	18	33	7	9	4
具	計または 平 均	639	29	39	9	15	5

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員89人)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

	借	入		先			借入残高
							百万円
(株)	1)	そ	な	釒	灵	行	10,492
農	林	中	央	氫	<u>></u>	庫	8,221
	菱 U	FJ 信	託	銀	行	(株)	3,094
三	井 住	友 信	託	銀	行	(株)	3,009

(注) 当連結会計年度における借入残高は39,185百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

(内、自己株式数

(3) 株主数

(4) 大株主

43,700,000株 10,928,283株 100,214株) 26,975名

	株	主	名		持	株	数	持	株 比	率
							千株			%
日本	トラスティ・	サービス化	言託銀行㈱	制(信託口)		1,67	71		15	.43
(株)	6)	そ な	金	行		52	23		4	.83
農	林	中	史 金	庫		52	23		4	.83
東洋	製罐グル-	ープホー	ルディン	ングス㈱		3	15		2	.90
Ξ ;	井 住 友	海上	火 災 係	除㈱		25	50		2	.30
東	京海上	日動り	火 災 係	除㈱		22	24		2	.07
日本	マスタート	ラスト信	託銀行㈱	(信託口)		2	14		1	.97
極	洋	秋	津	会		16	54		1	.51
中	央	魚	類	(株)		13	39		1	.29
JP	MORGAN	CHASE	BANK	385151		12	25		1	.16

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式(100,214株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式44,498株を含めておりません。
 - 3. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

(取締役向け業績連動型株式報酬制度)

当社は、平成29年6月27日開催の第94回定時株主総会決議に基づき、取締役(社外取締役を除く)を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に対して、当社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。この役員株式信託の導入を目的として平成29年8月4日開催の取締役会決議により、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を処分先として自己株式(47,918株)を処分いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項(平成30年3月31日現在) 平成25年11月20日開催の当社取締役会決議に基づき発行した2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

発行日	平成25年12月10日
新株予約権付社債の残高	1,850百万円
新株予約権の数	370個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 行使請求に係る本社債の元本金額の総額を下記の転換 価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に より生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による精 算は行わない。
転換価額	3,370円
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日〜平成30年11月26日の銀行営業 終了時(いずれもルクセンブルグ時間)

(注) 平成28年10月1日付で行った普通株式10株を1株とする株式併合により、「転換価額」は337円から 3.370円に調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏		ź	 	地位、担当及び重要な兼職の状況						
多	\blacksquare	久	樹	代表取	双締役会	浸				
今	井	賢	司	代表取	双締役社	長				
井	上		誠	専 務	取締	役	(冷凍食品セグメント・常温食品セグメント管掌、水産冷凍食品部・調理冷凍食品部・家庭用冷凍食品部・常温食品部・業務部・ 品質保証部・商品開発部・塩釜研究所担当)			
酒	井		健	専 務	取締	役	(水産商事セグメント・鰹・鮪セグメント・物流サービスセグメント管掌、水産加工第1部・水産加工第2部・水産加工第3部・鰹			
芥	JII		淳	常務	取 締	役	(コンプライアンス担当、企画部・総務部・経理部担当)			
松	行	健	_	取	締	役	(東京支社長委嘱)			
※松	尾	達	=	取	締	役	(大阪支社長委嘱)			
※近	藤		茂	取	締	役	(水産商事セグメント管掌補佐、海外事業部担当、水産加工第3部 長委嘱)			
※木	Ш	修	_	取	締	役	(企画部長委嘱)			
三	浦	理	代	取	締	役	(女子栄養大学名誉教授)			
※小	畑	_	雄	取	締	役				
中	Ш		生	常勤	監査	役				
	村	雅	治	常勤	監査	役				
上	居		隆	監	査	役				
※天	利		均	監	查	役				

- (注) 1. ※印は、平成29年6月27日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
 - 2. 平成29年6月27日付にて取締役雲津雅行、矢澤久和、天利均及び青木宏行の4氏は任期満了により退任し、監査役首藤健治氏は辞任いたしました。
 - 3. 地位、担当及び重要な兼職の状況は、平成30年3月31日現在であります。
 - 4. 現任取締役のうち三浦理代及び小畑一雄の両氏は、社外取締役であります。
 - 5. 現任監査役のうち中山昌生及び田村雅治の両氏は、社外監査役であります。
 - 6. 取締役三浦理代、取締役小畑一雄及び監査役中山昌生の3氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 7. 監査役中山昌生及び田村雅治の両氏は、金融機関における永年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役	15名	275百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(14百万円)
監査役	5名	55百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(43百万円)
合計	20名	330百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記には平成29年6月27日付にて退任及び辞任した取締役4名及び監査役1名を含めております。
 - 3. 上記報酬等の額には、役員株式給付引当金繰入額42百万円(取締役9名42百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 三浦理代
 - ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
 - イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
 - ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
 - エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回中15回出席し、食品栄養学の専門家としての永年の 知見から発言・助言を行っております。

② 取締役 小畑一雄

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 就任後、当事業年度開催の取締役会13回中12回出席し、経験豊富な経営者の観点から発言・助言を行っております。

③ 監査役 中川昌牛

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会6回の全てに出席し、永年にわたる金融 機関業務による知見から発言・助言を行っております。

④ 監査役 田村雅治

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会6回全てに出席し、永年にわたる金融機 関業務による知見から発言・助言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 井上監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

39百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額 を含めております。

なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続き業務です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から 監査を遂行するに不十分であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会 計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制システムの基本方針」を決議しております(初回制定 平成 18年5月12日、最終改定 平成27年4月30日)。当該方針の概要は以下の通りです。

① 企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社およびグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂 行にあたっての基本方針とする。

企業理念:人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに 成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章:

- 1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
- 2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
- 3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- 4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
- 5. 働きやすい環境の整備に努めます。
- 6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

- ② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動 憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、当社およびグループ会社の役職員に対し その周知徹底を図る。
 - コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制チーム」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。
 - イ. 社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社および グループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進する。
 - ウ. 当社およびグループ会社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ために、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - エ. 当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとする。
 - オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、コンプライアンス担当部署長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うこととする。
 - カ. 当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用 に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策 定を求めることができるものとする。
 - キ. 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。このことについて当社およびグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、 適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成 し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備す る。
- イ. 環境保全リスクについて社長を委員長とする環境保全委員会のもと、グループ全体の 環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- ウ. 品質安全リスクについては、フードディフェンスガイドラインを作成し、工場運営の 基礎として運用する。また食品事故が発生した際には食品事故及び苦情処理に関する規 則等に基づき、グループ全体ですみやかに対応する。
- エ. 当社およびグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画(BCP)を策定し、被 災時においても事業を継続できる体制を整備する。
- オ.「内部監査チーム」は、当社およびグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規 則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について 定める。
- ウ. 中期経営計画および年次予算については、グループ全体での会議を通じて、情報を共有する。

- ⑥ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
 - ア. 当社およびグループ会社は、業務の適正を確保するため、業務の実態に対応した諸規定を定めるものとする。
 - イ. グループ会社の経営管理を系列会社管理規則に従って行うとともに、グループ会社は 当社に対して経営上の重要事項を報告するものとする。
 - ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとする。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 当社の監査役の職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
 - イ. 当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社 の取締役その他の指揮命令を受けない。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社およびグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社 およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状 況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。 前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の役 職員に対して報告を求めることができることとする。
 - イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、 法令違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制 を確保するものとする。
 - ウ. 当社およびグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の 役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止す る。
 - エ. 当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署に おいて審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

① コンプライアンスに対する取組み

専任の内部統制チームが当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、企 画部長が当社およびグループ会社の役職員に向けてコンプライアンスの徹底に関する通達 を発信し、コンプライアンス意識の向上に努めています。

また、当社およびグループ会社を対象として、コンプライアンス担当部署長および外部 顧問弁護士を窓口とする内部通報システムを設置・運用しています。

② 職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役2名を含む取締役11名で構成されています。当事業年度においては取締役会を16回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則においてその責任者と執行手続きの詳細について定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

③ リスク管理体制

リスク管理の総括部署である企画部が定期的に当社グループ全体のリスク情報を取りまとめ、コンプライアンス担当取締役を通じ、全役員に資料を配布し、情報を共有しています。

また内部監査チームが当社およびグループ会社を対象に内部監査を実施し、監査結果を 内部監査委員会に報告しています(当事業年度は内部監査委員会を9回開催)。内部監査 の指摘事項については、内部監査委員会事務局が被監査部署に改善計画の提出を求め、そ の進捗状況を内部監査委員会に報告しています。 ④ グループ会社における業務の適正の確保

グループ会社への取締役および監査役の派遣、内部監査チームによる内部監査の実施等 を通じ、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

また当社はグループ会社の経営上の重要事項について報告を受けています。

⑤ 監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては監査役会を6回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また監査役は内部監査委員会事務局から内部監査の実施状況の報告を受けるほか、外部会計監査人と適宜協議を行うなど、監査の実効性向上を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針 (買収防衛策)』を定めており、平成29年6月27日開催の第94回定時株主総会において、平成32年開催の定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(http://www.kyokuyo.co.jp/wp-content/uploads/post/pdf/1705113.pdf)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模 買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配 する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア. 中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、平成30年度から平成32年度までの3ヵ年中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』を策定し、『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業ウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進めることで高収益構造へ大きく転換していくことを目指しております。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治(コーポレート・ガバナンス)に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される ことを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。 当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくことになります。 但し、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひい ては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注 意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ル ールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり 買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、 その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は平成32年開催の定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ. 株主意思を重視するものであること
- ウ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ. 合理的な客観的要件を設定していること
- オ. 独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、当面は安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売 拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強 化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり60円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表(平成30年3月31日現在)

科目	金額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	82,389
現 金 及 び 預 金	5,046
受取手形及び売掛金	32,879
商品及び製品	39,943
仕 掛 品	3,854
原材料及び貯蔵品	引 7,124
操 延 税 金 資 産	1,170
そ の 他	5,382
貸 倒 引 当 郐	≥ △13
固 定 資 産	23,916
有 形 固 定 資 産	15,377
建物及び構築物	6,196
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,436
船	
土 土 土	4,069
リース 資産	351
建 設 仮 勘 5	[79
そ の 他	
無 形 固 定 資 産	497
$\int $	
リ ー ス 資 暦	
そ の 他	
投資その他の資産	8,040
投 資 有 価 証 券	∮ 5,272
繰 延 税 金 資 麿	
そ の 他	5,119
貸 倒 引 当 金	
資 産 合 計	106,305

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	52,100
支払手形及び買掛金	10,693
短期借入金	19,384
コマーシャル・ペーパー	10,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	1,850
リース債務	180
未払法人税等	771
賞 与 引 当 金	954
役員賞与引当金	11
そ の 他	8,253
固 定 負 債	24,962
長期借入金	19,800
リース債務	259
特別修繕引当金	107
役員株式給付引当金	64
退職給付に係る負債	4,610
資産除去債務	54
長期 未 払 金	54
そ の 他	11
負債合計	77,062
(純資産の部)	20.020
株主資本	28,828
。 一資 本 金 金	5,664
資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金	1,261
l 1.5 — 115 — —	22,218 △315
│ 自 己 株 式 │その他の包括利益累計額	△315 60
ての他の包括利量系計額との他有価証券評価差額金	928
その他有価証分計価差額並 繰 延 へ ッ ジ 損 益	926 △68
は 壁 へ ノ フ 頂 亜 為 替 換 算 調 整 勘 定	200
退職給付に係る調整累計額	
非支配株主持分	353
純 資 産 合 計	29,243

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

		<u> </u>		(十四・ロ/기 リ
科目		金	額	
売 上 高				254,783
売 上 原 価				231,180
売 上 総 利	益			23,603
販売費及び一般管理費				19,536
営 業 利	益			4,066
営 業 外 収 益				
受 取 利	息	27		
受 取 利 受 取 配 当	金	77		
持分法による投資利	益	104		
持分法による投資利 為 替 差	益	254		
補助金収	入	129		
その	他	216		809
営 業 外 費 用				
支 払 利	息	433		
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	△54		
そのの	他	59		438
経 常 利	益			4,437
特 別 利 益				
固 定 資 産 処 分	益	11		
国 庫 補 助 金 等 収	入	1,565		1,576
特 別 損 失				
固 定 資 産 処 分	損	7		
固 定 資 産 圧 縮	損	1,450		
ゴルフ会員権評価	損	2		
投資有価証券売却	損	1		1,461
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益			4,552
法人税、住民税及び事業税		1,474		
法 人 税 等 調 整 額		△58		1,416
当 期 純 利	益			3,136
非支配株主に帰属する当期純損	失			75
親会社株主に帰属する当期純和	」益			3,211

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	5,664	750	19,637	△749	25,301
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△630		△630
親会社株主に帰属する当期純利益			3,211		3,211
自己株式の取得				△149	△149
自己株式の処分		511		583	1,094
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	511	2,580	434	3,526
平成30年3月31日残高	5,664	1,261	22,218	△315	28,828

		その他					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額		非支配株主持分	純資産合計
平成29年4月1日残高	413	259	82	△1,080	△325	415	25,391
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△630
親会社株主に帰属する当期純利益							3,211
自己株式の取得							△149
自己株式の処分							1,094
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	514	△327	117	81	386	△61	324
当期変動額合計	514	△327	117	81	386	△61	3,851
平成30年3月31日残高	928	△68	200	△999	60	353	29,243

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

	(単位:日万円)
科目	金額
(負 債 の 部)	
流動負債	45,311
買掛金	10,890
短期借入金	7,120
一年内返済長期借入金	3,996
コマーシャル・ペーパー	10,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	1,850
リース債務	39
未	3,622
未出払り費り用	1,165
未払法人税等	310
未払消費税等	210
預ります。金	5,374
賞 与 引 当 金	599
で の 他	131
固定負債。	21,248
長期借入金	18,375
リース債務	61
退職給付引当金	2,679
役 員 株 式 給 付 引 当 金 資 産 除 去 債 務	64 32
	21
長期未払金 その他 	13
負債合計	66,559
(純資産の部)	00,555
株主資本	22,138
資 本 金	5,664
資本剰余金	1,261
資本準備金	742
その他資本剰余金	518
利 益 剰 余 金	15,528
利 益 準 備 金	673
その他利益剰余金	14,854
別途積立金	1,560
繰 越 利 益 剰 余 金	13,294
自 己 株 式	△315
評 価 ・ 換 算 差 額 等	822
その他有価証券評価差額金	891
繰延ヘッジ損益	△68
純資産合計	22,961
負債及び純資産合計	89,520

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

			科			目				金	額	
売				上			i	高				247,950
売		-	上		原		,	価				227,283
		売		上	絲	i.	利	J	益			20,667
販	売		及 て	ゾー	般	管	理	費				17,813
		営		業			利		益			2,853
営		業		外		収	3	益				
	受			取		利]		息	30		
	受		取		配		当		金	167		
	為			替		差	Ē		益	120		
	雑				収				入	118		437
営		業		外		費		用				
	支			払		利]		息	359		
	貸	倒	弓	=	á :	金	繰	入	額	48		
	雑				支				出	12		420
		経		常		;	利		益			2,870
特		5	引		利			益				
	玉		庫		補		助		金	1,489		
	関	係		会	社	清		算	益	393		1,883
特			引		損			失				
	古	定		資	産	奴		分	損	3		
	古	定		資	産	圧		縮	損	1,375		
	投	資	有	価	証	券	売	却	損	0		1,379
	税	引	前			期	純	利	益			3,374
法	人	税、		民 移				業税		755		
法		人	税	等		調	整	額		271		1,026
	当		期		純		利		益			2,348

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

				株	主	資	本	
	資	+	金		資	本	剰 余	金
	貝	本	並	資本準	備金	その他	也資本剰余金	資本剰余金合計
平成29年4月1日残高			5,664		742		7	750
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								
当 期 純 利 益								
自己株式の取得								
自己株式の処分							511	511
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計			_		_		511	511
平成30年3月31日残高			5,664		742		518	1,261

		7	株主	資本	Z	
	Ē.	利 益 勇	剰 余 🕯	Ž		
	ゴリ ンナ ※##へ	その他利	益剰余金	11 ** 제소소소=1	自己株式	株主資本合計
	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年4月1日残高	673	1,560	11,576	13,810	△749	19,474
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△630	△630		△630
当 期 純 利 益			2,348	2,348		2,348
自己株式の取得					△149	△149
自己株式の処分					583	1,094
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	1,717	1,717	434	2,663
平成30年3月31日残高	673	1,560	13,294	15,528	△315	22,138

	評	//± \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
平成29年4月1日残高	383	259	642	20,117
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△630
当 期 純 利 益				2,348
自己株式の取得				△149
自己株式の処分				1,094
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	508	△327	180	180
当期変動額合計	508	△327	180	2,844
平成30年3月31日残高	891	△68	822	22,961

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社 極 洋 取 締 役 会 御中

井上監査法人

指定社員 公認会計士林 映 男印業務執行社員 公認会計士林 映 男印

指定社員 公認会計士 吉 松 博 幸印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社 極 洋 取 締 役 会 御中

井上監査法人

指定社員 公認会計士林 映 男印業務執行社員 公認会計士林 映 男印

指定社員 公認会計士 吉 松 博 幸印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

- 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

「会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会計 極 洋 監査役会 常勤監査役 中 山 昌 华印 **补外監查**役 常勤監査役 \mathbf{H} 村 雅 治印 **补外監查役** 監査役 -居 降印 監査役 天 利 均印

以上

〈 ×	Ŧ	欄〉		
-				

〈 ×	Ŧ	欄〉		
-				

\ \	Ŧ	欄〉	

株主総会会場 案内 図

会場: 都市センターホテル (日本都市センター会館内) 3階 コスモスホール



交通機関と 所要時間 東京メトロ

麹町駅(有楽町線)1番出口より徒歩約4分 永田町駅(半蔵門線・有楽町線)5番出口より徒歩約4分

永田町駅(南北線)9 b番出口より徒歩約3分

赤坂見附駅(丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分

都 バ ス 平河町二丁目・都市センター前 (新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前)

お願い:当日は駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用いただきます ようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。



